

保険医療機関における揭示事項

○医療情報の活用

オンライン資格確認を行う体制を有し、オンライン資格確認から取得する情報を活用して診療を行っています。

○診療報酬の詳細が分かる明細書の発行

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進する観点から、領収証の発行の際に、診療報酬の詳細が分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方にも、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されます。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合には、その代理人への発行を含め、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口へその旨お申し出下さい。

○長期処方

患者さんの状態に応じ、「28日以上 of 長期処方」が可能です。対応可能かは病状に応じて担当医が判断します。

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）

厚生労働省指針のもと、後発医薬品への変更を適時行っています。

ただし、以下のような後発医薬品へ変更ができない、あるいは変更しない方がよいと判断される場合はその限りではありません。

- ・後発医薬品が、まだ発売されていない成分
- ・処方せんが医薬品変更不可の場合
- ・漢方エキス剤(すべて先発医薬品です)
- ・変更すると効果からみて、症状が変化すると判断される場合
- ・外用薬など使用感覚の状況が変化すると判断される場合
- ・適応症が同じでない後発医薬品
- ・先発医薬品との薬学的同等性が証明されていない医薬品
- ・流通や生産が不完全で在庫量が確保できない医薬品